

# 宮城県農地集積アクションプランの概要

H26.9 農業振興課

## 1 プランの策定趣旨

平成26年3月1日に施行された「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、おおむね10年後における認定農業者や特定農業法人等の担い手への農地集積率を9割とする目標を掲げた。

この基本方針の実現に向けて、農地中間管理機構や市町村、農業協同組合等の関係機関と連携して農地集積の取組を展開するため、アクションプランを定めた。

## 2 農地集積の目標

	現況（平成22年度）	→	目標（平成35年度）
担い手への農地集積率	45.6%		90%
集積面積	59,090ha/129,600ha		116,640/129,600ha

## 3 アクションプランの取組方針

- 基本方針の目標達成に向け、農地集積推進本部を中心に関係機関と連携を図りながら、関連施策を効果的に実施し、担い手への農地集積を推進する。
- 県は農地中間管理機構、市町村、市町村公社、農業協同組合等の関係機関と一体となり、農地の集積・集約化に向けた取組を積極的に展開する。

## 4 計画期間

平成26年度～35年度の10年間とし、社会情勢の変化等に応じて計画を見直す。

## 5 アクションプランの3つの柱

- (1) 担い手に対する重点的な農地集積の推進  
受け手となる認定農業者や集落営農組織を重点的に育成。さらに新規参入者等への働きかけ等により農地集積を推進。
- (2) 農用地の集積による効率的利用の推進  
大規模土地利用型農業や施設園芸団地を創出するための農地集積・集約化を推進。
- (3) モデル地区設置による農地中間管理事業の推進  
重点的に実施するモデル地区を各圏域単位に設置（合計15地区）し、関係者が一体となって農地集積を推進。

## 6 推進体制

- 「農地集積推進本部」（県庁）及び「農地集積地方推進本部」（各事務所）を設置し、アクションプランの進行管理を行うとともに、市町村が作成した「農地集積に係る市町村ビジョン」の実施を支援し、関係機関及び農地中間管理機構が一体となって事業を推進する。
- モデル地区への支援：各圏域単位にモデル地区を設置し（合計15地区）、関係機関と一体となった支援により、先行事例として他地区への波及により効率的に事業を推進する。

# 宮城県農地集積アクションプランの3つの取組の概要

## 1 担い手に対する重点的な農地集積の推進

- (1) 担い手の育成支援
  - 認定農業者等の確保・育成
  - 重点的支援による経営体育成
- (2) 新規就農者・新規参入者支援
  - 新規就農者の育成と農地集積支援
  - 法人等の新規参入希望者への支援
- (3) 人・農地プラン等の推進
  - 「人・農地プラン」に基づいた農地集積推進

## 2 農用地の集積による効率的利用の推進

- (1) 基盤整備事業との連携
  - 基盤整備事業による担い手の経営基盤強化
  - 農地整備事業を契機とした農地集積の推進
- (2) 水田のフル活用
  - 「水田フル活用ビジョン」を踏まえた農地集積の推進
  - 非主食用米や園芸品目等の導入による経営の安定・規模拡大支援
- (3) 園芸、畜産の振興と農地集積
  - 園芸振興と農地集積の推進
  - 畜産振興と農地集積の推進
- (4) 農業の多面的機能の維持・発揮
  - 多面的機能支払制度等の活用と担い手支援
- (5) 中山間地域等の条件不利地対策
  - 耕作放棄地対策等
  - 有害鳥獣対策

## 3 農地中間管理事業の推進

- (1) 農地中間管理事業の普及啓発と円滑な実施
  - 関係機関との連携と普及啓発
  - 農地中間管理事業による農地集積推進
  - 農地台帳・電子地図システム活用による農地集積
- (2) 重点的に推進する地域への支援
  - 重点的支援地区(モデル地区)の設置
- (3) プランの推進
  - 県の推進体制と関係機関との役割分担

○各年度別担い手への農地集積目標及び年間集積面積 宮城県 (ha)

項目	年目、年度												10年間の計、構成比	
	H22	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35		
耕地面積(H25) ① ※1	129600	129,600	129,600	129,600	129,600	129,600	129,600	129,600	129,600	129,600	129,600	129,600		
内訳	年間自己所有面積②		-1,010	320	320	320	320	320	320	320	320	320	2,190	
	年間借入面積(機構事業等)③		2,473	2,000	4,560	4,560	4,560	4,560	4,560	4,560	4,540	3,800	43,773	
	年間農作業受託面積④		-53	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	11,587	
年間集積面積(全体)⑤		1,410	3,490	6,050	6,050	6,050	6,050	6,050	6,050	6,030	5,290	5,030	57,550	
内訳	自己所有面積⑥	21,110	20,100	20,420	20,740	21,060	21,380	21,700	22,020	22,340	22,660	22,980	23,300	20%
	借入面積(機構事業等)⑦	14,527	17,000	19,000	23,560	28,120	32,680	37,240	41,800	46,360	50,900	54,700	58,300	50%
	農作業受託面積⑧	23,453	23,400	24,570	25,740	26,910	28,080	29,250	30,420	31,590	32,760	33,930	35,040	30%
担い手への集積面積(全体)⑨ ※2	59,090	60,500	63,990	70,040	76,090	82,140	88,190	94,240	100,290	106,320	111,610	116,640		
集積率(% ⑨/①×100)	46%	47%	49%	54%	59%	63%	68%	73%	77%	82%	86%	90%		

※1 耕地面積：農林水産省農林水産統計の平成25年耕地面積。

※2 担い手への集積面積：認定農業者(農業法人を含む)、特定農業法人、特定農業団体、市町村基本構想水準到達者及び集落内の営農を一括管理・運営している集落営農等が所有権、利用権(借入)、作業受託(特定農作業受委託契約)により経営する面積。